



第8回 戦没者の遺骨を守る闘い

—遺骨の混じる南部の土砂が辺野古埋立に使われる問題について—

人権擁護委員会副委員長 沖縄問題対策部会 神谷 延治 (60 期)

辺野古埋立について、沖縄防衛局は、当初埋立土砂を県外各地から調達する計画であったが、その後沖縄県内から全量を調達する計画に変更した。「設計変更申請書」の添付図書によれば、「南部地区」から約3160万立方メートルの土砂調達が可能とされる。糸満市と八重瀬町には合計20箇所ほどの鉱山があり、特に問題なのが「魂魄の塔」*1に近い熊野鉱山である。2020年10月末、開発業者が開発届を出さずに同鉱山の森林の伐採と土地の形質変更に着手、同年11月1日、「ガマフヤー」の具志堅隆松氏*2らにより遺骨が発見された。この一帯は戦没者を偲ぶ13の慰霊碑が並ぶ霊域であり、今も多くの戦没者の遺骨が見つかる。

こうしたなか、沖縄では、「戦没者・遺族への冒涇」であるとして、「戦没者の遺骨が混じった土砂を辺野古埋立に使うことは、人道上も許されない」という声が高まっている。自民党県連・公明党県本部も、2021年3月10日、沖縄防衛局に対し、「辺野古新基地建設に賛成・反対を問わず、沖縄戦の激戦地であった南部地区から遺骨混入の土砂が使われることは人道上、許されない。南部地区の遺骨混入の土砂を辺野古新基地建設の埋立土砂として使用することは県民として耐えがたい。その県民感情に配慮すること」を要請した。これは辺野古埋立に賛成・反対の問題である以前に、まずもって人道上の問題である。

日弁連は、2012年11月15日、人権救済申立てを契機として「日本本土以外の戦闘地域・抑留地域における戦没者の遺体・遺骨の搜索・発見・収容等の扱いに関する意見書」を発出した。2016年に施行さ

れた戦没者遺骨収集推進法には遺骨収集が「国の責務」と明記され、2021年10月からは沖縄のみならず広くアジア太平洋地域で発見された遺骨もDNA鑑定の対象とされた。

ところが、この流れに逆行するのが、南部の土砂を採取する計画である。具志堅氏は、この問題は沖縄だけの問題ではなく、全国の問題であると訴え、沖縄県内の市町村議会並びに全国1743の県議会・市町村に対し、南部における土砂採取計画の断念を国に求める意見書の可決を求める要望書を送付した。そして、沖縄県議会で2021年4月15日に全会一致で意見書が採択されたほか、2022年4月5日現在、沖縄県内29、県外184の合計213の自治体で採択されている*3。

国は、「戦没者の遺骨を遺族に帰す責任」を負うものとして、今も発見されずに眠る沖縄戦の犠牲者の声なき叫びに真摯に向き合うことが求められている。



2009年10月28日に那覇市・真嘉比で行われた市民参加型遺骨収集の際に蛸壺壕から発見された日本軍兵士の全身遺骨。遺骨がどういう姿勢で亡くなったのか死亡時の状況を具志堅氏が再現している。

*1：「戦後、真和志村民が収容移住を許された所で村民及び地域住民の協力によって、道路、畑の中、周辺のいたる所に散乱していた遺骨を集めて祀ったのが、魂魄の塔である。祭神三万五千余柱という、沖縄で一番多く祀った無名戦士の塔であった…」昭和21年2月建立（財団法人沖縄県遺族連合会）

*2：遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」代表。約40年にわたり、沖縄のガマや山野の沖縄戦被災者の遺骨を慰霊のために収集し、家族の元に帰す活動を通じ、戦争の現実を伝え、戦争のない次世代をつくる活動が続ける。

*3：<https://action-nanbudosya.jimdofree.com>